

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月28日
【届出者の氏名又は名称】	有限会社ユヴェントスホールディングス投資目的会社（Juventus Holdings Limited）
【届出者の住所又は所在地】	大韓民国ソウル特別市江南区奉恩寺路29キル5-4（論峴洞） （5-4, Bongeunsa-ro 29-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea）
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【代理人の氏名又は名称】	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 小林 咲花 弁護士 一色 裕太 弁護士 金 宰煜 弁護士 大塚 将貴
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 金 宰煜
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

- （注1） 本書中の「公開買付者」とは、有限会社ユヴェントスホールディングス投資目的会社をいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社JTCをいいます。
- （注3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7） 本書中の「株券等」とは、株式及び韓国預託証券に係る権利をいいます。
- （注8） 本書中の「営業日」とは、別途定めがない限り行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注9） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- （注10） 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- （注11） 本書中の「韓国公開買付け」とは、公開買付者が本公開買付けと並行して大韓民国（以下「韓国」といいます。）において対象者KDR（本書中に定義されます。）を対象として実施する公開買付けをいい、本公開買付け及び韓国公開買付けを総称して「日韓公開買付け」といいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社JTC

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(注) 本書提出日現在、対象者の普通株式(以下「対象者普通株式」といいます。)については、その発行済株式総数51,746,348株の全てが、韓国預託決済院(以下「KSD」といいます。)によって所有されています。

(2) 株券等預託証券

対象者普通株式を裏付資産としてKSDにより韓国で発行され、韓国取引所KOSDAQ市場(以下「KOSDAQ」といいます。)に上場している韓国預託証券(以下「対象者KDR」といい、「対象者普通株式」及び「対象者KDR」を総称して「対象者株券等」といいます。)

(注1) 韓国外で設立された株式会社がKOSDAQに上場する方法として、(i)韓国国内で発行された株券等を直接上場する方法と(ii)外国で発行された株券等を表章する証券預託証券(以下「KDR」といいます。)を韓国国内で発行した上で当該KDRを上場する方法があります。対象者は(ii)の方法によりKOSDAQに上場しており、この場合、韓国法上唯一の電子登録機関であるKSDのみがKDRを発行する権限を有しております(韓国資本市場と金融投資業に関する法律(以下「資本市場法」といいます。)298条2項)。対象者は、2018年4月6日に対象者の発行済株式の全てをKSDに預託し、同日、KSDが発行するKDR(対象者普通株式1株に対し1個のKDRを発行)がKOSDAQに上場されました。

(注2) 対象者KDRについては、対象者とKSDとの間で締結されている預託契約に基づき、対象者KDR1個につき対象者普通株式1株に転換することが可能です。対象者KDRを対象者普通株式に転換する方法については、下記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「公開買付代理人」をご参照ください。

(注3) 対象者KDRについては、資本市場法第140条に基づく別途買付規制により、韓国公開買付けに係る公開買付期間(以下「韓国公開買付期間」といいます。)中に、韓国公開買付けの対象となっている対象者KDRを、韓国公開買付け以外の方法(外国における公開買付けを含みます。)で買い付けることが禁止されていることから、公開買付者が韓国外で実施する本公開買付けにおいて、韓国公開買付けの対象となっている対象者KDRを取得することが法律上禁止されていることが判明しております。従いまして、本公開買付けにおいては対象者普通株式の応募のみを受け、対象者KDRの応募の受けは行われません。韓国公開買付けではなく本公開買付けへの応募を希望する対象者KDRの所有者においては、対象者KDRを対象者普通株式に転換のうえ、ご応募ください(下記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「公開買付代理人」も併せてご参照ください。)

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、日韓公開買付けを通じ対象者株券等を取得及び所有することを主たる事業として、2025年5月30日に設立された韓国商法上の有限会社であり、本書提出日現在、その持分の全てをアセント第6号私募投資合資会社(以下「公開買付者親会社」といいます。)が所有しております。公開買付者親会社は、韓国商法及び資本市場法に基づき設立された投資ピークル(投資合資会社形式の機関専用私募集合投資機構(注1))。以下、単に「投資合資会社」といいます。)であり、その業務執行社員は韓国商法に基づき設立された株式会社であるAffirma Capital Managers Korea Ltd.(以下「ACMK」といいます。)です。

本書提出日現在、公開買付者、公開買付者親会社及びACMKは対象者株券等を所有していませんが、対象者の創業者であり、2025年5月まで対象者の代表取締役会長であった具哲謨氏(以下「具氏」といいます。)は、対象者KDR20,867,000個(所有割合(注2):40.33%)(以下、具氏が所有する対象者KDRを「本件KDR」といいます。)を所有しており、ACMKは、具氏及び具氏の資産管理会社である株式会社KUとの間で2022年10月11日付で締結した「コールオプション契約書」(その後の変更契約を含め、以下「本コールオプション契約」といいます。)に基づき、本コールオプション契約上の地位をACMK又はACMKの系列会社が設立する機関専用私募集合投資機構若しくは当該私募集合投資機構が設立する投資目的会社に承継させることができ、当該機関専用私募集合投資機構又は当該私募集合投資機構が設立する投資目的会社は本コールオプション契約上の地位を承継した上で、本件KDRの全部又は一部を取得することを請求できる権利(以下「本件コールオプション」といいます。)を保有しております。

(注1) 私募集合投資機構は資本市場法上、集合投資証券(集合投資機構に対する出資持分が表示されたもの)を私募によってのみ発行することができる集合投資機構として、投資家の総数が100人以下であることを指し、これは機関専用私募集合投資機構とそれ以外の私募集合投資機構(一般私募集合投資機構)に区別されます。このうち機関専用私募集合投資機構は、(i)専門投資家として資本市場と金融投資業に

関する法律施行令（以下「資本市場法施行令」といいます。）に定める一定の投資家、及び()その他の専門性又は危険負担能力等を備えた者として資本市場法施行令に定める一定の投資家のみを構成員とする投資合資会社（韓国商法に定める合資会社形態の集合投資機構）を指します（資本市場法9条19項、249条の11第6項）。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2025年5月29日に提出した第31期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2025年5月29日現在の対象者の発行済株式総数（対象者普通株式51,746,348株）から、2025年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数（0株）を控除した株式数（対象者普通株式51,746,348株）（対象者は自己株式として対象者KDRを所有していないため、自己株式として0株を控除しています。）に対する、具氏が所有する対象者KDR20,867,000個に相当する対象者普通株式20,867,000株の割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。）。

なお、ACMKが業務執行社員であり、韓国商法及び資本市場法に基づき設立された投資ピークル（投資合資会社）であるアセントア第5号私募投資合資会社（以下「アセントア5号」といいます。）は、本書提出日現在、対象者KDR15,087,507個（所有割合：29.16%）を所有しておりますが、公開買付者は、アセントア第5号が所有する対象者KDRの全てについて、日韓公開買付けに応募する意向がないことを確認しております。

この度、公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者が本件KDRを全て買い付け、対象者の筆頭株主となることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「対象者普通株式1株当たりの公開買付け価格」といいます。）及び対象者KDR1個当たりの買付け等の価格（以下「対象者KDR1個当たりの公開買付け価格」といいます。）、「対象者KDR1個当たりの公開買付け価格」及び「対象者普通株式1株当たりの公開買付け価格」を併せて「本公開買付け価格」といいます。）を、それぞれ4,309ウォン（注3）とする日韓公開買付けを実施することを2025年7月25日付で決定いたしました。

（注3） 本公開買付け価格は韓国ウォン建てですが、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して本公開買付けに応募しようとする対象者の株主等（以下「応募株主等」といいます。）に対する売却代金の決済を行うこととします。具体的には、対象者普通株式1株当たりの公開買付け価格である4,309ウォンを、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）の最終日の前営業日である2025年8月22日時点（本公開買付け期間が延長された場合は、延長後の最終日の前営業日とします。）の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTB（「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義されます。）に基づいて円貨換算（小数点以下を四捨五入）し、さらに、当該円貨換算した金額に応募株主等から買い付けられた対象者普通株式の数を乗じて得られる金額を、応募株主等（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人である東海東京証券株式会社から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人が応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

本公開買付け及び本公開買付けと並行して韓国で行われる韓国公開買付けは、本取引の一環として実施されるものです。上記のとおり、本書提出日現在、対象者普通株式の全てはKSDによって所有されており、対象者KDRは当該対象者普通株式を裏付資産としてKSDによって発行され、KOSDAQに上場している韓国預託証券であるため、公開買付者は、韓国公開買付けにより本件KDRを全て買い付け、対象者の筆頭株主となることを目的として、韓国公開買付けを実施することといたしました。

韓国公開買付けは、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者が本件コールオプションに係る本売却請求権（「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義されます。以下同じです。）を行使する場合、日本において公開買付けの実施が必要となる場合、資本市場法上、(i)株式等について6か月以内に市場外で10人以上の者から買付け等を行おうとする場合で、(ii)買付け等の結果、所有することになる株式等の数の合計が5%以上となる場合は、公開買付けによらなければならないとされており（資本市場法133条3項、資本市場法施行令140条）、本公開買付けは資本市場法上「市場外で10人以上の者から買付け等を行おうとする場合」に該当するため、上記(i)に該当し、また、本公開買付けにおける買付け予定数の上限を考慮すると、本公開買付けの結果、公開買付者が所有することになる対象者の株式等の数の合計が5%以上になる可能性があり、資本市場法上、韓国において公開買付けの実施が必要となることから実施するものであります。日韓公開買付けで取得予定の対象者KDR（本公開買付けにおいては対象者KDRを転換した普通株式）は合計で最大20,867,000個（40.33%）です。

そして、下記「(3) 日韓公開買付けに係る重要な合意等」に記載のとおり、公開買付者は本コールオプション契約に基づき、具氏に対して本件KDRの全部又は一部を売り渡すことを請求することができる権利である本件コールオプションを保有しており、具氏は公開買付者による本件コールオプションの行使に応じて、韓国公開買付けにおいて最大で本件KDRの全部(20,867,000個(40.33%))について応募する予定であるのに対し、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」のとおり、本公開買付価格4,309ウォンは本コールオプション契約に基づき決定されたものであるところ、これは韓国公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年7月25日のKOSDAQにおける対象者KDRの終値7,360ウォンに対して41.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,971ウォンに対して38.2%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,060ウォンに対して28.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,524ウォンに対して、22.0%のディスカウントをそれぞれ行った価格であることから、本コールオプション契約に基づき韓国公開買付けに応募する予定である具氏を除き、日韓公開買付けにおいて、対象者KDRの所有者からの応募は想定されておりません。

以上を踏まえ、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりません。また、買付予定数の上限については、日韓公開買付けを公平に取り扱う観点から、日韓公開買付けで取得予定の対象者KDR(本公開買付けにおいては対象者KDRを転換した普通株式)の最大数(20,867,000個(40.33%))の二分の一に相当する数(10,433,500個(20.16%))を日韓公開買付けの上限にそれぞれ充てた上で、本公開買付けへの応募状況を踏まえて、日韓公開買付けの結果、本件KDRに相当する数の対象者KDRを取得できるように、韓国公開買付けの公開買付期間を本公開買付期間より長く設定し、本公開買付期間の終了後、本公開買付けの買付予定数の上限から本公開買付けへの応募数を差し引いた数に相当する数を韓国公開買付けにおける買付予定数の上限に加え、韓国公開買付けにおける上限を最大で本件KDRの数に相当する数(20,867,000個)までに引き上げる予定です。

そして、対象者KDRは「株券等」(法第27条の2第1項柱書、令第6条第1項第5号、府令第2条)に該当し、かつ、対象者KDRについて対象者が有価証券報告書の提出義務を負う(法第24条第1項第4号、令第3条の6第6項第1号)ことから、本件コールオプションの行使に基づく本件KDRの取得は、株券等の「買付け等」に該当し、その後の株券等所有割合が3分の1を超える(法第27条の2第1項第2号)ことから対象者KDRを日本の金融商品取引法に基づく公開買付けによる買付け等の対象とし、また、対象者KDRについては、対象者とKSDとの間で締結されている対象者普通株式の預託契約に基づき、対象者KDR1個につき対象者普通株式1株に転換することが可能であることから、対象者KDRと同様に対象者普通株式についても日本の金融商品取引法に基づく公開買付けによる買付け等の対象とし、公開買付者は、韓国公開買付けと並行して、本公開買付けを実施することといたしました。

公開買付者は、韓国公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定していないところ、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けにおける対象者普通株式の応募の数が買付予定数の下限に満たない場合に、韓国公開買付けにおいて対象者KDRの買付け等を行うことができないことから、韓国公開買付けの成立を不安定なものとする可能性があると考え、本公開買付けにおいても買付予定数の下限を設けておりません。また、上記のとおり、(i)日韓公開買付けは本件コールオプションに係る本売却請求権の行使のための手続であり、公開買付者は日韓公開買付けを通じて取得予定の対象者KDR(本公開買付けにおいては対象者KDRを転換した普通株式)の最大数は本件KDRに相当する数である20,867,000個(40.33%)であること、(ii)公開買付者は本コールオプション契約に基づき、具氏に対して本件KDRの全部又は一部の譲渡を請求することができる権利である本件コールオプションを保有しており、韓国公開買付けにおいて具氏は最大で本件KDRの全部について応募する予定である一方、本公開買付価格は対象者KDRの市場価格よりディスカウントされた価格であり、対象者KDRの所有者からの本公開買付けへの応募は想定されていないことから、日韓公開買付けを公平に取り扱う観点から日韓公開買付けにおける買付予定数の上限は、それぞれ本件KDRの数の二分の一に相当する数である10,433,500個と設定しております。なお、上記のとおり、本公開買付けへの応募がなかった場合は韓国公開買付けにおいて本件KDRを全部取得できるように、韓国公開買付けの公開買付期間を本公開買付期間より長く設定し、本公開買付けの買付予定数の上限から本公開買付けへの応募数を差し引いた数に相当する数を韓国公開買付けにおける買付予定数の上限に加え、韓国公開買付けにおける上限を最大で本件KDRの数に相当する数(20,867,000個)までに引き上げる予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、2025年7月25日開催の対象者取締役会において、日韓公開買付けに賛同の意見を表明すること及び、対象者株券等の所有者の皆様が、日韓公開買付けへ応募するか否かについては対象者株券等の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのこととです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者を取り巻く経営環境等

対象者は、訪日観光客を主要な顧客層として、旅行会社との協力関係を通じた観光客の誘致及び消費者のニーズに合う商品又はサービスの提供を強みに、対象者の店舗で商品を購入する利用者に対して直ちに消費税が還付される免税事業（Tax-free）を営んでおり、2025年2月末現在、北海道、東京、大阪、福岡等の主要都市又は観光地を中心に22店舗を保有し、2025年5月末現在、478人の役職員が在籍しているとのことです。また、2025年2月期末決算基準の連結財務状況は売上高約340億円、営業利益約26億円、純利益約37億円を記録しているとのことです。

上記のとおり、対象者の事業は、訪日観光客を主要な顧客層としている点で一般消費者との取引の性格を持つとともに、対象者の売上の多くを占める団体観光客を誘致するために、旅行会社と連携してパッケージツアーの中に対象者の店舗訪問を追加させる等、旅行会社との間の顧客誘致及び販促活動の委託契約が重要である点で事業者との取引の性格も強い事業とのことです。本書提出日現在、対象者の売上は、訪日団体観光客による消費活動に依存しており、特に対象者の2025年2月期末の連結売上高に占める割合は、中国人観光客（約61%）及び韓国人観光客（約30%）と両国からの観光客による消費が全体の約91%を占めており、台湾やタイその他の国は9%未満の割合に留まるとのことです。

対象者は、1994年の設立以来、韓国及び中国をはじめとする訪日観光客を主な顧客層とし、免税事業を営んでおり、その実績を基に、以下の理由からKOSDAQへの上場を決定したとのことです。

() 店舗及び営業網拡大のための資金調達

訪日観光客の増加に先手を打って対応するためには、店舗の拡充及び営業網の強化が不可欠であり、それに伴う資金の確保が必要となる中、KOSDAQに上場して韓国市場に新規参入し、事業の積極的な拡大を図ることで、より広く投資を受け入れることが可能となり、また、両国間の有機的な連携を通じて韓国経済にも貢献できると判断したとのことです。

(ii) 国内外の優秀な人材の確保

対象者の事業特性及び将来的なグローバル成長戦略においては、多言語対応が可能であり、かつ、各国の消費者ニーズを理解している人材の確保が極めて重要であるところ、KOSDAQ上場会社というステータスは、優秀な人材の採用を有利に進める上で大きな助けになると判断したとのことです。

(iii) 企業認知度及びブランド価値の向上

上場会社として、対象者の財務情報、事業内容及び成長の見込み等に関する情報を高い透明性をもって对外公表することで、間接的な広報効果が期待できるとともに、証券市場やメディアとの接点保つことにより、対象者の認知度及びブランド価値の向上を図りたいとのことです。

(iv) 株主価値の向上及び企業の透明性強化

資本市場の規律を誠実に遵守し、健全な財務構造と透明なガバナンス体制を基盤として、企業価値を高め、株主及び顧客の価値向上に寄与することを対象者の重要な使命と捉え、上場会社としての社会的責任を果たし、より高い信頼性を備えた企業への成長を目指したとのことです。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、日韓公開買付けにより対象者KDRを取得及び所有することを主たる事業として、2025年5月30日に設立された韓国商法上の有限会社であり、本書提出日現在、その持分の全てを公開買付者親会社が所有しています。公開買付者親会社は、韓国商法及び資本市場法により設立された投資合資会社であり、その業務執行社員は韓国商法により設立された株式会社であるACMKです。

アセンタ5号は、ACMKが業務執行社員として管理するファンドであり、その財産を資本市場法その他関連法令に定めるところにより経営参加型投資目的等のために運用し、その収益を社員に分配することを主たる事業としており、2021年4月9日に設立された韓国商法上の合資会社であるとともに、資本市場法上の機関専用私募集合投資機構に該当し、本書提出日現在、対象者KDRを15,087,507個（所有割合：29.16%）を所有していますが、公開買付者及び公開買付者親会社は対象者株券等を所有していません。

ACMKは、ソウル特別市江南区奉恩寺路29キル5-4（論岷洞）に本店を置き、機関専用私募集合投資機構の業務執行社員としての業務執行等の事業を営む会社です。ACMKは、本書提出日現在、韓国に設立したアセンタ5号及び公開買付者親会社の投資会社を通じて韓国国内外の様々なポートフォリオ会社に投資しており、シンガポールに本店を置く新興市場専門の私募ファンド運用会社であるAffirma Capital Managers (Singapore) Pte. Ltd.によって、その発行済株式の全てが所有されています。

アセンタ5号、対象者及び具氏は、新型コロナウイルス感染症により、社会・経済活動が大きく制限され、企業業績や景況感の悪化、個人消費の落ち込み、観光客の減少等により対象者が営む小売業を取り巻く事業環境が

厳しい状況となり、これらの影響から営業活動の主力としている免税店事業において集客が落ち込む等、対象者の業績が悪化したことから、対象者の業績回復及び上場維持を図るべく、2022年10月17日に、アセントア5号が、対象者から、対象者が新たに発行する新株に係る韓国預託証券15,087,507個（発行日時点における対象者KDRの約30.1%、本書提出日現在における対象者KDRの29.16%に相当）を約50,000,000,000ウォン（約5,065,000,000円（注））で引き受ける旨の新株引受契約（以下「本新株引受契約」といいます。）を締結しました。これにより、アセントア5号は、2022年12月9日に上記韓国預託証券の引受代金の全額を払い込み、上記証券を引き受けた結果、本書提出日現在、対象者KDR15,087,507個を所有しています。

（注） 2022年10月17日現在における外貨を円に交換する場合のレート（Telegraphic Transfer Buying rate（以下「TTB」といいます。））に基づき換算しております。

また、ACMK、対象者の主要株主兼筆頭株主であり、対象者の代表取締役会長であった具氏及び具氏の資産管理会社である株式会社KUは、ACMKとしては新型コロナウイルス感染症が終息し、対象者の事業を取り巻く環境が正常化されれば、対象者の1株当たりの株価は少なくとも30%以上の上昇が見込めると判断し、対象者の支配権を確保し対象者の企業価値の回復及び向上に伴う更なるメリットを享受し、具氏及び株式会社KUとしても信頼できる相手に対象者の株式を一括譲渡するために、2022年10月11日に本コールオプション契約を締結し、本コールオプション契約に基づき、ACMK又はACMKから契約上の地位及び一切の権利義務を承継した者（以下「本件コールオプション保有者」といいます。）は、具氏及び株式会社KUに対し、その所有する対象者KDRの全部又は一部を本件コールオプション保有者若しくは本件コールオプション保有者が指定する者に売却することを請求できる権利を保有しておりました。

その後、ACMKと具氏及び株式会社KUは、本コールオプション契約について4回にわたり変更契約を締結しており（2022年10月14日付第1回変更契約、2022年10月17日付第2回変更契約、2024年10月4日付第3回変更契約、2025年6月18日付第4回変更契約）、これらの変更契約により、本件コールオプション保有者は具氏に対し、具氏が所有する対象者KDR20,867,000個の全部又は一部を本件コールオプション保有者又はその指定する者に売却することを請求できる権利（以下「本売却請求権」といいます。）を保有するに至りました。なお、各変更契約の概要は下記「(3) 日韓公開買付けに係る重要な合意等」をご参照ください。

そして、公開買付者は、本件コールオプションの行使期間が近づいたことから、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本コールオプション契約に基づき、2025年7月28日付で、ACMKから本コールオプション契約に係る契約上の地位及び一切の権利義務を承継し、同日、具氏に対し本件KDRの全部を売却することを請求しました。

また、本コールオプション契約によれば、本件コールオプション保有者の本売却請求権の行使により日本及び韓国の法令上公開買付けを実施する必要がある場合、本コールオプション契約の当事者らは、関連法令に基づく義務を履行しなければならないとされ、これにより、具氏及び公開買付者は本売却請求権の行使により締結される売買契約に基づく対象者KDRの取得のために必要な日本及び/又は韓国の法令上の手続を履践する義務を負っております。

そして、上記のとおり、対象者KDRは「株券等」に該当し、対象者KDRの金融商品市場外における取得は株券等の「買付け等」に該当することから、公開買付者は、韓国公開買付けと並行して本公開買付けを実施することを決定するに至りました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 検討体制の構築の経緯

対象者は、2020年初め頃からの新型コロナウイルス感染症の長期化による売上減少及び流動性危機を乗り越えるため、2022年初め頃から、流動性確保のための資金誘致活動をスタートし、同年10月、ACMKと本新株引受契約及び株主間契約を締結し、投資を誘致し、これらの契約に基づき、対象者は2023年1月の臨時株主総会においてACMKの指名する取締役としてキム・テヨブ氏及びイ・ヒョンホ氏の2名を迎え入れ、ACMK・具氏による共同経営体制の構築を始めたとのことです。

その後、新型コロナウイルス感染症という前代未聞の危機の中、具氏の希望により、本件コールオプションの行使をもって具氏は筆頭株主としての地位の譲渡及び対象者の代表取締役会長からの退任を想定し、2023年3月から現代表取締役（山本文矢氏）をCF0副社長として選定して共同経営体制を築く一方で、創業者である具氏の退任に伴う後継作業のための事前準備を開始し、2024年10月、営業部門と管理部門を分離管掌する共同代表取締役体制に移行後の2025年5月をもって具氏は対象者の代表取締役会長を退任し、山本文矢氏が単独の代表取締役に就任し、本件コールオプションの行使をはじめとする経営体制変更のための準備を完了したとのことです。

対象者は、上記のような経営体制の変更について、リスクコンプライアンス委員会を設置して持続可能な経営体制の構築のための検討を行い、本コールオプション契約にはじまる経営体制の変更を機に、持続可能な経営と企業価値向上を図るべく、今回の意思決定に至ったとのことです。

() 検討・交渉の経緯

対象者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、韓国及び日本の法律上、本件コールオプションの行使に伴い、日韓公開買付けの実施が必要となることから、法律顧問である長島・大野・常松法律事務所の助言を受けながら本取引について検討を行ったとのことです。

() 判断内容

以上のとおり、対象者は、本取引が対象者の持続可能性のある経営体制構築及び企業価値向上に資するものであると判断し、2025年7月25日開催の取締役会において、対象者取締役8名の全員一致により、日韓公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者KDRのKOSDAQにおける上場を維持していく方針であるところ、本公開買付価格4,309ウォンは本コールオプション契約に基づき決定され、これは韓国公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年7月25日のKOSDAQにおける対象者KDRの終値7,360ウォンに対して41.5%ディスカウントした価格であることから、対象者株券等の所有者の皆様としては、本公開買付け後対象者株券等を継続して所有する選択肢をとることも十分合理性が認められることに鑑み、当該取締役会において、対象者取締役8名の全員一致により、対象者株券等の所有者の皆様が、日韓公開買付けへ応募するか否かについては対象者株券等の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

本公開買付け後の経営方針

ACMKは、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の企業価値の回復・向上に向けた経営を継続する方針であり、対象者の事業特性、強みを十分に活かした経営を行い、事業強化を図ってまいります。

なお、本公開買付け後の対象者の経営体制及び取締役会の構成については、役員派遣の有無その他人事に関する事項を含め現時点で決定している事項はなく、本書提出日現在、ACMK、公開買付親会社及び公開買付者として想定又は希望している事項はございません。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

ACMK及び具氏(注1)は、2022年10月11日、本件KDRに係る本コールオプション契約(以下、本(3)において「原契約」といいます。)を締結し、その後4回にわたり本コールオプション契約の変更契約を締結しており(2022年10月14日付第1回変更契約(以下「第1回変更契約」といいます。)、2022年10月17日付第2回変更契約(以下「第2回変更契約」といいます。)、2024年10月4日付第3回変更契約(以下「第3回変更契約」といいます。)、2025年6月18日付第4回変更契約(以下「第4回変更契約」といいます。))、その概要は以下のとおりです。

(ア) コールオプションの目的物に関する事項

対象者KDR20,867,000個

(原契約の11,153,499個から第3回変更契約により15,795,809個に、更に第4回変更契約により20,867,000個に変更)

(イ) コールオプション権利者に関する事項

ACMK又はACMKの系列会社が設立する機関専用私募集合投資機構又は当該機関専用私募集合投資機構が設立する投資目的会社がコールオプションを行使し、自ら又は第三者を指定して本件KDRの全部又は一部を取得させることができる。

(ウ) コールオプション行使価格

対象者KDR1個当たり4,309ウォン(455円(2025年7月25日現在におけるTTB基準))

(原契約の4,259ウォンから第1回変更契約により4,292ウォンに、更に第2回変更契約により4,309ウォンに変更)

(エ) コールオプション行使期間

2024年4月7日から2025年10月7日まで

(終期を原契約の2024年10月7日から第3回変更契約により2025年10月7日に変更)

(オ) コールオプション行使のための前提条件

本コールオプション契約上の地位がACMKからコールオプション権利者に譲渡されていること
対象者がKOSDAQ上場規程上の管理種目（注2）に指定されていないこと

(カ) 公開買付けの実施

本売却請求権の行使により本件KDRを取得するに当たり、日本法上公開買付けの実施義務が生じる場合、コールオプション権利者は関連法令に従って公開買付けその他の手続を履践しなければならない、具氏は当該公開買付けに応募する等、本件KDRの売買を完了させるために必要となるあらゆる措置を講じなければならない。

対象者KDRの所有者が日韓公開買付けに応募した結果、公開買付者が本件KDRの全部を取得できなくなった場合、取得できなくなった本件KDRについては本売渡請求権が行使されなかったものとみなす（第3回変更契約により追加）。

（注1） 原契約の当事者はACMK、具氏及び株式会社KUであったところ、第3回変更契約により株式会社KUが当事者から離脱しています。

（注2） KOSDAQ上場規程において、上場会社に、(i)売上基準未達、(ii)法人税費用控除前継続事業損失の発生、(iii)欠損率（注3）が50%以上の場合、(iv)自己資本10億ウォン未満、(v)時価総額が40億ウォン未満の状態が30日以上継続、(vi)定期報告書の未提出、(vii)支配構造未達、(viii)取引量未達、(ix)株主分散未達、(x)回生手続開始の申立て、(xi)破産の申立て、(xii)上場廃止事由の発生、(xiii)債務管理基準違反等の事由が発生した場合、KOSDAQは当該上場会社の株式等を管理種目として指定する旨が規定されています。管理種目に指定された場合、当該株式等の売買が停止されることがあり、当該株式等に対する信用取引が禁止され、当該株式等を代用有価証券として使用することができず、指定事由が継続する場合は上場を廃止させることができるとされています。対象者はKOSDAQに上場以降、2022年5月27日に取引所から直近3事業年度のうち2事業年度において自己資本の50%を超過する法人税費用控除前継続事業損失が発生したとして管理種目の指定を受けました。そのため、本コールオプション契約の前提条件として対象者の株式等が再度管理種目に指定されないことを定めており、対象者の株式等は2024年5月21日に管理種目から解除されました。

（注3） $(\text{資本金} - \text{自己資本}) \div \text{資本金} \times 100$

(4) 本公開買付け後の株券等の保有方針等

公開買付者は韓国の資本市場法上の投資目的会社であり財務的投資家に該当するため、将来の投資資本回収のためにM&Aによる売却その他の方法を検討することがあります。公開買付者は、対象者株券等の取得に関心をもつ韓国内外の金融投資家又は事業会社の有無を把握する作業に着手いたしましたが、本書提出日現在、対象者株券等の売却についての具体的な日程等は確定しておりません。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、本書提出日現在、本公開買付け成立後に、対象者株券等を追加取得する予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み

対象者KDRは、本書提出日現在、KOSDAQに上場しております。本公開買付けは対象者KDRの上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を10,433,500株として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け後に公開買付者が所有する対象者KDRの所有割合は、韓国公開買付けにより取得した対象者KDRと併せて最大で40.33%にとどまり、本公開買付け後も対象者KDRのKOSDAQにおける上場は維持される予定です。

KOSDAQでは、形式的上場廃止事由として、(i)少数株主の数が200名未満である場合又は(ii)少数株主が所有する株式等の数が流動株式等の数の20%未満である場合（一定の場合を除く。）等、「株式分散の未達」の状態が1年以上継続する場合が規定されているほか、形式的上場廃止事由及び上場適格性に係る実質審査上場廃止事由が発生する場合がありますが、対象者は、本公開買付け後においても、対象者KDRの25%程度が少数株主によって所有されることが予想されており、「株式分散の未達」には該当しないことが見込まれますので、特段の事情がない限り、対象者KDRのKOSDAQ上場は維持される予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年7月28日(月曜日)から2025年8月25日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	2025年7月28日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	対象者普通株式 1株につき金4,309ウォン
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 (普通株式)	対象者KDR 1個につき金4,309ウォン
算定の基礎	<p>本公開買付価格は、本件コールオプションの行使価格と同額としております。本コールオプション契約締結当初の本件コールオプションの行使価格である4,259ウォンは、本コールオプション契約締結日(2022年10月11日)時点の国内外の経済状況、旅行者の需要、対象者の業績等を反映し、本件コールオプションの行使されることが予想される時点における将来の企業価値を推定し、本コールオプション契約締結日における終値に対して16.4%のプレミアムを加えた価格です。その後、当事者間の合意により、2022年10月17日、同日時点の対象者KDRの終値に3.5%のプレミアムを加えた価格である4,309ウォンを本件コールオプションの行使価格とすることに合意いたしました。</p> <p>したがって、本公開買付価格4,309ウォンは、必ずしも本書提出日現在における対象者の絶対的な企業価値を反映しているものではなく、韓国公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2025年7月25日のKOSDAQにおける対象者KDRの終値7,360ウォンに対して41.5%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,971ウォンに対して38.2%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,060ウォンに対して28.8%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,524ウォンに対して、22.0%のディスカウントをそれぞれ行った価格となります。</p>
算定の経緯	<p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」のとおり、2025年7月25日、日韓公開買付けを実施すること、及び、以下の経緯により本公開買付価格を4,309ウォン(455円(2025年7月25日現在におけるTTB基準))とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者が本公開買付価格を決定した経緯の詳細につきましては、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p>

(3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	10,433,500(株)	- (株)	10,433,500(株)
合計	10,433,500(株)	- (株)	10,433,500(株)

(注1) 買付予定数は、対象者KDR 1個につき対象者普通株式 1株として計算を行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある対象者株券等の最大数である10,433,500株を記載しております。なお、当該最大数は、本件KDR(本公開買付けにおいては対象者KDRを転換した普通株式)の最大数(20,867,000個(40.33%))の二分の一に相当する数です。本公開買付けにより取得する可能性のある対象者株券等の最大数を本件KDRの最大数の二分の一に相当する数とした理由につ

いては、前記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。なお、公開買付者は、上記のとおり本公開買付けへの応募は想定されないことから、韓国公開買付期間を本公開買付期間より長く設定し、本公開買付けの買付予定数の上限から本公開買付けへの応募数を差し引いた数に相当する数を韓国公開買付けにおける買付予定数の上限に加え、韓国公開買付けにおける上限を最大で本件KDRの数に相当する数(20,867,000個)までに引き上げる予定です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 対象者は、単元株制度を採用しておりません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	20,867,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	20,867,000
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	20,867,000
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)	51,746,348
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	40.33
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、日韓公開買付けにおける買付予定数(対象者普通株式20,867,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 対象者によると、本書提出日現在、対象者普通株式は当該株式を裏付資産として全て対象者KDRとして発行されていることから、「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数に相当する対象者KDRに係る議決権の数と同じ数を記載し、「bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)」についても同様に当該対象者KDRに係る議決権の数を記載しています。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年7月28日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(j)」は、対象者有価証券報告書に記載された2025年2月28日現在の総株主等の議決権の数です。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当する事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(注) 本公開買付けにおいては、法の規定に従い、対象者普通株式及び対象者KDRを対象としておりますが、韓国の上場証券である対象者KDRにつきましては、資本市場法140条に基づく別途買付規制によれば、韓国公開買付期間中に、かかる公開買付けの対象となっている株券等をその他の方法(外国における公開買付けを含みます。)で買い付けることが禁止されていることから、公開買付者が韓国外で実施される本公開買付けにおいて韓国公開買付けの対象となっている対象者KDRを取得することが法律上禁止されていることが判明しております。従いまして、本公開買付けにおいては対象者普通株式の応募のみを受け、対象者KDRの応募の受けは行われません。なお、本公開買付けと並行して実施されている韓国公開買付けにおいては対象者KDRの応募の受けが行われますが、韓国公開買付けではなく本公開買付けへの応募を希望される対象者KDRの所有者においては、対象者KDRを事前に対象者普通株式に転換の上で、ご応募ください。転換手続きにつきましては、対象者KDRが記録管理されている証券取引口座を開設している証券会社を通じて、KSDに対して転換申請をしていただく必要があります。転換手続きにおいては、KSDの代理人として日本国内における原株の保管機関である株式会社株式会社みずほ銀行を経由して発行されたKSD名義の対象者普通株式を表章する株券を応募株主等自身が受領の上、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にて本人名義に名義書換手続きを行った上で、公開買付代理人までご持参いただき、本公開買付けに応募いただくこととなります。ご参考までに、公開買付者が、本公開買付けと並行して実施している韓国公開買付けにおいては、対象者KDRのみを対象としております。対象者KDRを対象者普通株式に転換することなく対象者KDRのままの応募を検討されている対象者KDRの所有者の皆様におかれまして、韓国公開買付けの事務取扱者であるNH投資証券株式会社(以下「NH投資証券」といいます。)に必要な手続きをご確認ください。なお、公開買付者としては、韓国公開買付けが本公開買付けと並行して行われている事実を情報として提供することのみを企図しており、対象者株券等の所有者に対し韓国公開買付けへの応募を勧誘するものではありません。

応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、本公開買付期間の末日の16時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください(ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。また、下記「10 決済の方法」の「(3) 決済の方法」に記載のとおり、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して応募株主等に対する売却代金の決済を行うこととします。

本公開買付けに係る株券等の応募の受けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受けは行われません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。(注1)

上記の対象者KDRから対象者普通株式への転換、対象者普通株式を表章する株券の本人名義への名義書換及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国人株主の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されません。

(注1) マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要になります。また、応募株主等が外国要人等（外国PEPs）に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

<個人の場合>

次の表の から のいずれかの組合せによるマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いします。なお、マイナンバー（個人番号）のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）等を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

個人番号確認書類	マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類
個人番号カード（裏面コピー）	個人番号カード（表面コピー）
通知カード（コピー） 通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のいずれか1つ（コピー） 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート（住所、氏名、生年月日が確認できるものに限り。））、在留カード 又は ・以下の書類のいずれか2つ 住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書（原本）、各種健康保険証、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー（住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内の原本が有効） （以下「確認書類」といいます。）
マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（原本） 又は 住民票記載事項証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書類のいずれか1つ （ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。）

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

<法人の場合>

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの））が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類のコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

<外国人株主の場合>

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限り。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある

国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、本公開買付期間の末日の16時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が本公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	9,494,485,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	5,000,000
その他(c)	2,156,000
合計(a) + (b) + (c)	9,501,641,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、日韓公開買付けにおける買付予定数(20,867,000株)に、対象者普通株式1株当たりの公開買付価格である4,309ウォンを本書提出日の前営業日である2025年7月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBである100ウォン=10.56円に基づいて円貨換算した金額455円を乗じた金額を記載しています。なお、本公開買付けに実際に要する買付代金は、日韓公開買付けにおける買付予定数(20,867,000株)に、対象者普通株式1株当たりの公開買付価格である4,309ウォンを本公開買付期間の最終日の前営業日である2025年8月22日時点(本公開買付期間が延長された場合は、延長後の最終日の前営業日とします。)の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBに基づいて円貨換算した金額(小数点以下を四捨五入)を乗じた金額となります。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額(税抜)です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	
外貨普通預金(ウォン建て)	2,006,400
計(a)	2,006,400

(注) 上記「外貨普通預金(ウォン建て)」は、公開買付者がNH投資証券の外貨普通預金口座(ウォン建て)に保有する外貨預金です。2025年7月25日現在、公開買付者は、NH投資証券の外貨普通預金口座(ウォン建て)において19,000,000,000ウォンを保有しており、ウォンから日本円への換算は、同日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBである100ウォン=10.56円で行っています。なお、千円未満は切り捨てております。

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	証券金融会社	NH投資証券株式会社 (注1)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注2) 借入期間:最初の引出日から9か月間 金利:金融債AAA(9か月)+3.10%(但し、年利5.50%を下回る場合、年利5.50%を金利とする。) 担保:対象者KDR、韓国の公開買付者名義の口座等	8,015,040
計(b)				

(注1) NH投資証券は、資本市場法に定める「金融投資業」を営む金融投資業者であり、投資売買業(自己の計算において業として金融投資商品の買付け・売出し若しくは証券の発行・引受又はその申込の勧誘、申込、申込の承諾を行うこと)、投資仲介業(他人の計算において業として金融投資商品の買付け・売出し若しくはその仲介、申込の勧誘、申込、申込の承諾又は証券の発行・引受に係る申込の勧誘、申込、申込の承諾を行うこと)、信託業(委託者より特定の財産の移転・処分を受け、業として収益者の利益又は特定の目的のためにその財産の管理、処分又は運用等の業務を行うこと)を営むことについて韓国の金融委員会から認可を受け、投資助言業(業として金融投資商品その他資本市場法施行令に定める投資対象資産(不動産及び不動産に関する権利)の価値又は金融投資商品等に対する投資判断(種類、種目、数量、価格、時期等)に関する諮問に応ずること)及び投資一任業(投資家から金融投資商品に関する投資判断の全部又は一部の一任を受け、業として投資家毎に区別して金融投資商品を取得及び処分その他の方法により運用すること)を営むことについて韓国金融委員会に登録しております。

(注2) 公開買付者は、上記の融資の裏付けとして、NH投資証券から759億ウォン(8,015,040円(2025年7月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBである100ウォン=10.56円に基づいて円貨換算))を上限として融資を

行う用意がある旨の貸付確約書を2025年7月25日付けで取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前
提条件として、本書の添付書類である貸付確約書記載の前提条件が求められる予定です。

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10,021,440千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年9月12日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

本公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。本公開買付価格は韓国ウォン建てですが、日本での公開買付けに応募された対象者株券等の代金につき韓国ウォン建てで決済を行うことは困難であるため、本公開買付けにおいては、韓国ウォンを円貨換算して応募株主等に対する売却代金の決済を行うこととします。具体的には、韓国ウォン建ての本公開買付価格を、本公開買付期間の最終日の前営業日である2025年8月22日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBに基づいて円貨換算(小数点以下四捨五入)し、さらに、当該円貨換算した金額に応募株主等から買い付けられた対象者普通株式の数を乗じて得られる金額を、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等の名義書換の完了を条件とします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還いたします。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設けておりません。応募株式の総数が買付予定数の上限（10,433,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株式の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株式の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至ト及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、本公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、本公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。応募株主等が本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、本公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2025年5月	ACMKが業務執行社員を務める公開買付者親会社により、商号を有限会社ユヴェントスホールディングス投資目的会社とし、本店所在地を大韓民国ソウル特別市江南区奉恩寺路29キル5-4（論岷洞）、資本金を1,000ウォンとする韓国商法上の有限会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

次の事業を営むことを目的としております。

1. 資本市場法第249条の13第1項第2号による特定法人又は特定資産等に対する効率的な投資
2. 関連法令上許容される資金借入れ又は債務保証その他の活動
3. その他、資本市場法により投資目的会社が行うことのできる投資
4. 前各号に付帯する事業の一切

事業の内容

公開買付者は、株式を取得及び所有し、管理することを主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年7月28日現在

資本金の額	発行済株式の総数
19,000,000,000ウォン	19,000,000口

【大株主】

2025年7月28日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
アセント第6号私募投資合資会社	ソウル特別市江南区奉恩寺路29キル5-4（論岷洞）	19,000,000口	100%
計		19,000,000口	100%

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日前の借入金」の「イ 金融機関」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の4営業日前までに、NH投資証券から8,015,040千円を上限とした出資を受ける予定です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年6月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
社内取締役		シム・ミンヒョン	1979年12月17日	Affirma Capital Managers Korea (2010～現在)：PE部門代表/運用役	0
計					

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年5月30日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

なお、アセンタ5号の業務執行社員はACMKであり、公開買付者親会社と業務執行社員が共通しておりますが、公開買付者親会社とアセンタ5号の間には直接の資本関係は存在しないため、アセンタ5号は形式基準の特別関係者には該当しません。

また、公開買付者親会社とアセンタ5号は、以下の理由により、「共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者」に該当しません。

すなわち、ACMKは、韓国法上、公開買付者親会社及びその有限責任社員とアセンタ5号及びその有限責任社員のそれぞれに対して善管注意義務・忠実義務を負っていること（資本市場法240条の14第5項、韓国商法269条、韓国民法707条、681条）、定款に反する資産運用や利益相反取引、正当な理由のない不利な条件での取引、特定の機関専用私募集合投資機構や投資目的会社の利益を害して自己又は第三者の利益を図る行為等を行うことはできず、投資合資会社はこれを業務執行社員の具体的な行動準則として定める必要があるところ（資本市場法249条の14第5項乃至7項、同法施行令271条の20第4項）、公開買付者親会社及びアセンタ5号の定款には、(i)業務執行社員の禁止行為として、(a)会社財産に関する情報を、自己若しくは特別関係者の固有財産又は他の会社その他集合投資機構の運用に利用し、又はこれを利用させる行為、(b)会社又は会社が出資した投資目的会社の利益を害して自己又は第三者の利益を図る行為、(c)その他業務執行社員若しくはその系列会社若しくはその特殊関係人の利害と会社の利害が相反する行為又は業務執行社員が運用・運用指示する会社以外の他の集合投資機構若しくはその集合投資機構の投資家その他の第三者に対し、業務執行社員若しくはその系列会社若しくはその特殊関係人が負う義務によって、会社の利害に不利な影響を及ぼす危険のある取引等、会社の利害関係に反する行為（アセンタ5号）/その他会社財産の安定を害するおそれがある等、社員の利益と相反する行為（公開買付者親会社）が規定されるとともに、(ii)公開買付者親会社の業務執行社員は、利益相反防止のための内部統制基準を整備し、適正な資格を持つ遵法監視担当者を設置しなければならないとされていること、また、公開買付者親会社及びアセンタ5号の業務執行社員行動準則には、(iii)業務執行社員の禁止行為として、(a)会社財産に関する情報を業務執行社員の固有財産の運用に利用する行為、(b)会社又は投資目的会社の利益を害して自己又は第三者の利益を図る行為及び(c)定款が定める利害相反のある取引行為が規定されるとともに、(iv)業務執行社員は、会社の業務執行社員として行った会社の投資が自身の投

資と相反しないよう必要な注意を払わなければならない、必要な注意を払ったにもかかわらず、両者の利益が相反する場合には、会社の利益を優先するようにならなければならないとされております。

このように、アセンタ5号の業務執行社員としてのACMKと、公開買付者親会社の業務執行社員としてのACMKは、アセンタ5号と公開買付者親会社の間の利益相反の有無にかかわらず、それぞれ各有限責任社員及びファンドに対する善管注意義務を尽くし、独立して議決権を行使する必要がありますので、アセンタ5号と公開買付者親会社の間の利益相反がない局面においても、共同して議決権を行使することは想定されておられません。

- (4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

- (1) 【届出日前60日間の取引状況】
該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 日韓公開買付けに係る重要な合意等」に記載のとおり、ACMK及び具氏は、2022年10月11日、本件KDRに係る本コールオプション契約（4回の変更契約を含みます。）を締結しており、公開買付者は、本コールオプション契約に基づき、2025年7月28日、ACMKから本コールオプション契約に係る契約上の地位及び一切の権利義務を承継した上で具氏に対して本件KDRの全部を公開買付者に売却することを請求しており、具氏は公開買付者からの当該請求に応じて韓国公開買付けに応募する予定です。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

公開買付者は、本公開買付けと並行して韓国公開買付けを実施しております。公開買付価格は、対象者KDR1個当たり4,309ウォンとしております。韓国公開買付期間は、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付期間より長く設定しており、2025年7月28日から2025年9月10日までとなっております。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

- 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】
該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

- (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、2025年7月25日開催の対象者取締役会において、日韓公開買付けに賛同の意見を表明すること及び、対象者株券等の所有者の皆様が、日韓公開買付けへ応募するか否かについては対象者株券等の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのこと。

- (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容
該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：上段はウォン、下段()内は円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	韓国取引所KOSDAQ市場(KOSDAQ)						
	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月
最高株価	5,260 (555)	5,260 (555)	5,330 (563)	5,320 (562)	6,730 (711)	6,970 (736)	7,520 (794)
最低株価	4,000 (422)	4,440 (465)	4,850 (512)	4,665 (493)	5,020 (530)	4,350 (459)	6,215 (656)

(注1) 2025年7月は、同月25日までの株価について記載しています。

(注2) 対象者KDRは日本国における金融商品取引所には上場しておらず、最高・最低株価には、KOSDAQにおける対象者KDRの市場価格を記載しております。

(注3) 最高・最低株価の韓国ウォンから円への換算については、本書提出日の前営業日である2025年7月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示のTTBである100ウォン = 10.56円を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいた金額(小数点以下を四捨五入)としております。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) 2024年5月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第31期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) 2025年5月29日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社JTC

(東京都新宿区左門町2番地6)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。